

**令和4年度 広島県相談支援従事者初任者研修（7日間）及び
広島県相談支援従事者初任者研修講義部分（2日間）
応募要領**

1 要旨

相談支援専門員として従事するために必要な「(1) 相談支援従事者初任者研修(7日間)」と、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者基礎研修(サビ・児管基礎研修)の受講に必要な「(2) 広島県相談支援従事者初任者研修講義部分(2日間)」の受講者を募集します。今年度のサビ・児管基礎研修を受講される方は、初任者研修講義部分(2日間)を受講された後、募集の際にあらためてお申込みください。

2 実施主体及び研修事務局

実施主体 広島県
研修事務局 社会福祉法人 尾道さつき会

3 研修日程

新型コロナウイルス感染症対策として、全日程をオンライン(Zoom)にて実施します。

(1) 広島県相談支援従事者初任者研修(7日間)

研修の途中での会場変更はできません。

また、受講定員を超過した場合、優先順位等による選考により受講決定します。予めご了承ください。

会場 1	講義 ※共通		6月29日(水)・30日(木)	受講定員 144名
	演習	1・2日目	7月5日(火)・6日(水)	
		3日目	9月13日(火)	
		4・5日目	11月15日(火)・16日(水)	
会場 2	講義 ※共通		6月29日(水)・30日(木)	受講定員 102名
	演習	1・2日目	7月12日(火)・13日(水)	
		3日目	9月14日(水)	
		4・5日目	11月17日(木)・18日(金)	

※概ね 9:30～17:30 で実施します。

(2) 広島県相談支援従事者初任者研修講義部分(2日間)

講義 ※共通	6月29日(水)・30日(木)
--------	-----------------

※概ね 9:30～17:30 で実施します。

4 受講対象者

(1) 広島県相談支援従事者初任者研修(7日間)

次のアからウのすべてを満たす者を受講対象者とします。受講修了後に応募要領に違反する事実が発覚した場合については、修了を取消す場合があります。

ア 相談支援専門員の配置要件として、国が定めた実務経験を満たす者であること

※実務経験の詳細は、別紙1「相談支援専門員の実務要件」を参照してください。

イ 相談支援専門員として従事しようとする者

ウ 研修受講等に係る責任を負う事業所(所属もしくは所属予定の事業所等)からの推薦が得られる者
ただし、推薦法人は受講者の適正な研修受講に係る責任を負うこととする。

なお、研修受講前及び受講中に、辞職等により研修受講等に係る責任を負う法人からの推薦が得られなくなった場合には、受講者及び法人に確認の上、受講不可とする場合があります。

また、受講決定後に推薦法人を変更することはできません。

◎ 7日間受講者は共通講義終了後、講義部分(2日間)修了証書が交付されます。

(2) 広島県相談支援従事者初任者研修講義部分(2日間)

次のアからウのすべてを満たす者を受講対象者とします。受講修了後に応募要領に違反する事実が発覚した場合には、修了を取消す場合があります。

ア サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者基礎研修(サビ・児管基礎研修)の受講要件として、国が定めた実務経験を満たす者であること

※実務経験の詳細は、別紙2「サービス管理責任者の実務要件」、別紙3「児童発達支援管理責任者の実務要件」を参照してください。

イ サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として従事しようとする者

ウ 研修受講等に係る責任を負う事業所(所属もしくは所属予定の事業所等)からの推薦が得られる者
ただし、推薦法人は受講者の適正な研修受講に係る責任を負うこととする。

なお、研修受講前及び受講中に、辞職等により研修受講等に係る責任を負う法人からの推薦が得られなくなった場合には、受講者及び法人に確認の上、受講不可とする場合があります。

また、受講決定後に推薦法人を変更することはできません。

◎ 今年度の「サビ・児管基礎研修」を受講される方は、募集の際にあらためてお申込みください。

(10月頃募集開始予定)

5 受講費用

(1) 広島県相談支援従事者初任者研修(7日間)

1人 21,000円

(2) 広島県相談支援従事者初任者研修講義部分(2日間)

1人 5,000円

確定額や振込先など詳細は受講決定通知にてお知らせしますので、受講決定後にお支払いください。

受講決定通知書に記載の期日までに振込がなかった場合には受講不可とすることがあります。

受講費用納入後は、いかなる場合も返金はありません。

6 受講申込みについて

(1) 申込み方法

研修事務局にメールにて申込みをしてください。郵送・FAX や持ち込みによる提出は受け付けません。

提出先	申込期限
宛先: web@satukikai.com 件名: 初任者研修申込み	6月10日(金) 必着

(2) 必要書類

必要様式は広島県ホームページに掲載していますのでダウンロードして使用してください。

必要書類	様式
受講推薦(申込)書 ※ A 又は B を提出 (エクセル形式のままで提出)	
A 広島県相談支援従事者初任者研修(7日間)用	様式1-A
B 広島県相談支援従事者初任者研修講義部分(2日間)用	様式1-B
添付書類	ア 実務経験総括表 ※イ <u>実務経験証明書</u> の経歴を一覧表にしてください。
	イ 実務経験証明書 ※任意の書式でも可。
	ウ 資格証 (実務経験の証明に必要な場合のみ)
	エ 合理的配慮申出書 (合理的配慮を要する場合のみ)
	様式2

※受講推薦(申込)書はエクセル形式です。

PDF への変換はせず、**エクセルファイル(.xlsx)のまま提出してください。**

※修了証書・資格証等の名前が異なる場合は、戸籍抄本を添付してください。

(運転免許証や健康保険証等、公的に現在の名前を証明できる書類であれば可)

※**添付書類ア・イ・ウ・エ 及び 証明書はPDF 形式**にて提出してください。

様式のダウンロード: <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/syonin04.html>

※ メール申込みを受理しましたら、申込時のメールアドレス宛に到着メールをお送りします。

土日祝を除く3日以内に到着メールが届かない場合は、受理できておりませんので、研修事務局(082-275-5445)まで御連絡ください。御連絡のないまま申込期限を超過した場合には、受講を認められない場合があります。土日祝は到着メールをお送りできませんので、予めご了承ください。

(3) 留意事項

ア 実務経験証明書は、記載内容が同等であれば任意の様式で構いません。

イ 受講推薦(申込)書等に不備がある場合や必要書類の添付がない場合は、申込を受け付けない場合がありますので、よく内容を確認した上で送付してください。特に**氏名の漢字、生年月日は受講推薦(申込)書に記載のとおり**に修了証に印字されますので間違いのないよう、確認してください。

ウ 様式1「受講推薦(申込)書」は Excel 形式のままメールに添付してください。

エ 添付書類は**PDF形式**にて、様式1「受講推薦(申込)書[Excel 形式]」と一緒に、メール送信してください。

オ メールアドレス記入欄は、間違いの無いように記載してください。

7 受講決定

受講が決定した者には、「受講決定通知」を申込時のアドレス及び受講推薦(申込)書に記載された受講者本人のメールアドレスの双方に対し、メールにてお送りいたします。受講決定後の受講者や会場の変更はできません。

受講決定通知日	方法
6月15日前後	申込時のアドレス及び受講推薦(申込)書に記載の連絡先へメール ※6月20日(月)までに届かない場合はお問い合わせください。

8 問い合わせ

申込や研修受講に関する問い合わせは、研修事務局にしてください。問い合わせの内容によっては、県から折り返し連絡をする可能性があります。

問い合わせ先	電話番号	受付時間
研修事務局 社会福祉法人 尾道さつき会	082-275-5445	平日 9:00~17:00

毎年、問い合わせが非常に多く電話がつながりにくくなっております。応募要領及び広島県ホームページを確認いただいたうえで、お問い合わせいただきますようお願いいたします。

【広島県ホームページ URL】 <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/syonin04.html>

9 テキストについて

この研修では、中央法規出版の障害者相談支援従事者研修テキスト初任者研修編を使用します。お持ちでない方は、中央法規出版株式会社に申込書を送付し、購入してください。申込書は、他の様式と同様に広島県ホームページに掲載しています。

10 実習について

令和2年度から、演習1・2日目と3日目の間の期間(実習①)及び、演習3日目と演習4・5日目の間の期間(実習②)に、基幹相談支援センター又は委託相談支援事業所等で自身の作成した課題について助言・指導を受けることが必要となりました。実習に関するガイダンスは研修の中で行います。

11 修了証書

次の(1)及び(2)を満たす者に修了証書を交付します。

- (1) 広島県が受講を認めた者のうち、所定のカリキュラムの全科目を修了した者
 - (2) 視聴後の課題を研修事務局へ期日までに提出をし、内容が適当と認められた者
- ※課題未提出等、県が適当でないと判断した者には修了証書の交付はできません。

12 その他

(1) 遅刻について

原則として、講義の開始から 30 分以上遅れた者は欠席とみなします。

視聴ができない場合は、すみやかに研修事務局へ連絡してください。

① 30 分以内の遅刻

講義の進行状況によって、視聴をしていない時間の補完の必要がある場合、追加課題をお願いすることがあります。

② 30 分以上の遅刻

原則として欠席とみなします。途中で聴講できなくなった場合も、すみやかに事務局へ連絡してください。聞き取り上受講の可否を決定させていただきます。視聴をしていない時間の補完の必要がある場合、追加課題をお願いすることがあります。

- (2) 虚偽の申込や他人の作成した課題の複製等、県が悪質と判断した場合は、当該研修の受講及び修了は認めません。また、不適正と決定した事案は、当該事業所等を指導する関係機関に情報提供します。
- (3) 個人情報とは、広島県個人情報保護条例(平成 16 年広島県条例第 53 号)の規定に基づき、適切に取り扱います。
- (4) 修了者については、広島県が修了者名簿を作成・管理し、市町等から照会があった場合には、必要に応じて情報提供します。